

所沢市告示第 248 号

埼玉県知事から次のとおり事業認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、当該図書の写しを所沢市建設部道路建設課において公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 7 日

所沢市長 小野塚 勝彦

施行者の 名称	都市計画事業の 種類及び名称	事業施行期間	事業地
所沢市	所沢都市計画 道路事業 3・4・35号 所沢駅ふれあい 通り線	自令和 7年4月30日 至令和17年3月31日	収用の部分 埼玉県所沢市大字久米、大字北秋津、くすのき台一丁目及び三丁目地内 使用の部分 なし

所沢市告示第 249 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可した「地縁による団体」の下記事項について、同条第11項の規定による変更の届出があったので、同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第5号の区分について告示する。

令和 7 年 5 月 7 日

所沢市長 小野塚 勝俊

記

変更があった事項及びその内容 （みどり野マンション自治会）

- 1 代表者の氏名
及び住所

--

- 2 変更の年月日 令和 7 年 4 月 20 日

所沢市告示 第250号

「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」第19条第6項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年5月7日

所沢市長 小野塚 勝徳

記

- 1 撤去した日 令和7年5月2日
- 2 撤去した場所 自転車放置禁止区域、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場
- 3 撤去・保管台数 9台
- 4 返 還 日 同条例第21条第2項に規定する告示の日より44日間
(自転車保管場所の開所日・開所時間内に限る)

5 返 還 場 所

返還（保管）場所	撤去した場所
喜多町自転車駐車場内保管場所 (喜多町2番12号) 電話04-2924-9419)	所沢駅・新所沢駅・航空公園駅・東所沢駅・秋津駅周辺の自転車放置禁止区域内
北野自転車保管場所 (北野新町一丁目9番地の13) 電話04-2949-8652	西所沢駅・下山口駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅周辺の自転車放置禁止区域内、自転車放置指導整理区域、市営自転車駐車場

6 問い合わせ先

- (1) 保管自転車について 上記の該当する自転車保管場所
- (2) それ以外 所沢市市民部防犯交通安全課
電話04-2998-9140

所 沢 市 告 示 第 251 号

職権による住民票の消除について

下記の者について、住民基本台帳法第34条第2項に基づき調査した結果、当該住所に不現住であることを確認し住民票を消除したので告示する。

令和7年5月7日

所 沢 市 長 小 野 塚 勝 俊

記

氏 名	住 所	職権消除年月日
-----	-----	---------